

申し込みに必要な書類

毎回必要となる主な書類	備考
1 信用保証委託申込書一式	—
2 取扱金融機関の借入申込書	—
3 市税納税証明書（滞納無証明書）	専用申請書あり
初めて利用する際に必要となる主な書類	
1 住民票（写し可）	2回目以降は、原則として前回利用時から変更のあった場合に必要
2 商業登記簿謄本（写し可）	最近3か月以内
3 印鑑証明書（写し可） (申込人・連帯保証人・担保提供者)	2回目以降は、原則として前回利用時から変更のあった場合に必要
その他必要書類（保証協会からの請求に応じて提出）	
1 確定申告書・決算書（写し可）	原則として直近2期分
2 残高試算表（写し可）	—
3 許可証等（写し可）	—
4 固定資産評価証明書（写し可）	—
5 定款（写し可）	—
6 受注工事明細表（写し可）	建設業の場合
7 見積書（写し可）	設備資金の場合
8 認定書	・経営安定資金 ・体质改善資金 ・新技術、新商品・新製品開発導入資金 ・事業承継支援資金融資 ・創業促進特別資金融資 ※上記の資金の申し込みの際は、別途認定等を必要としますので、事前に産業振興課までご相談ください。
9 組合員名簿・議事録	組合の場合
10 事業報告書・計算書類	NPO 法人の場合（原則として直近2期分）
11 年間役員名簿・社員のうち 10 名以上の者の氏名及び住所を記載した書面	NPO 法人の場合

【経営上のお困りごとについて、専門家へ無料で相談できます！】

岡山市では、市内の中小企業の皆さまの経営の安定のために、様々な経営上の問題について企業相談制度を設けております。お気軽にご利用ください。（相談費用は初回に限り無料）

（相談にあたる専門家）

弁護士・司法書士・公認会計士・中小企業診断士・社会保険労務士

（相談できる内容）

法律・登記・税務・経理・計数管理・記帳・社会保険・労務管理・取引・下請関係・資金繰り・金融・倒産関連など企業経営全般にわたって相談に応じます。

～ご利用希望の方は表紙下部の市の問い合わせ先までご連絡ください～

岡山市中小企業融資制度のご案内

令和8年1月1日現在

◇融資の申し込み資格（下記の資格のほか、「申し込みでのできる方」欄への記載の条件が必要です）

- ① 中小企業であること。
*中小企業とは、中小企業信用保険法に定める資本金または出資総額が3億円（小売業またはサービス業5千万円、卸売業1億円）以下、または従業員300人（小売業50人、卸売業またはサービス業100人）以下の会社または個人等をいう。
- ② 本市に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有すること。
- ③ 本市において引き続き1年以上現在の事業を営んでいること。ただし、創業資金融資・創業促進特別資金融資を除く。
- ④ 市税を完納していること。（申し込み時に納期が到来している市税）
- ⑤ 許可、認可、登録等を必要とする業種の方は、それらの許可、認可、登録等を受けていること。
- ⑥ 岡山県信用保証協会の保証を受けることができること。
- ⑦ 金融機関の取引停止でないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団員に該当しないこと。暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

◇申し込みは岡山県信用保証協会または取扱金融機関へ



岡山県信用保証協会
本 所(保証経営支援部)

〒700-8732
岡山市北区野田二丁目 12-23
TEL (086)243-1122

※「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から「事業資金」を調達する際に、保証人となって融資を受けやすくなるようサポートする、信用保証協会法に基づき設立された公的機関です。

◇市の問い合わせ・相談窓口

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市 産業観光局 商工部 産業振興課 経営支援係

TEL (086)803-1325 FAX (086)803-1738

岡山市の中 小企 業向 け融 資 制 度

« 目的・用途に応じてご利用ください »

(制度の内容……令和8年1月1日現在)

(利 率………変動型です)

融資の種類	申し込みのできる方(別途欄外参照)	資金の使途	融資の条件						取扱金融機関
			限度額	融資の期間	利 率	保証料(注①)	保証人	担保	
一般事業資金を必要とする場合	中小企業振興資金融資 市内中小企業者等(小規模企業者を除く)	運転資金 設備資金 (土地の取得資金を除く)	3,000万円	7年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.39%	年0.45～ 1.76%	保証協会の 定めるところ による(注③)	必要に応じ 徵求	中国銀行 トマト銀行 百十四銀行 阿波銀行
	一般資金融資 市内小規模企業者【従業員20人(商業・サービス業(※)は、5人)以下】 (※)サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については20人以下	運転資金 設備資金 (注②)	2,000万円			年0.5～ 1.76%			
	小口零細資金融資 市内小規模企業者【従業員20人(商業・サービス業(※)は、5人)以下】 (※)サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については20人以下 融資申し込み金額が既保証残高を含め2,000万円を超えないこと	運転資金 設備資金	2,000万円						
	短期安定資金融資 市内小規模企業者【従業員20人(商業・サービス業は、5人)以下】 (※)サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については20人以下	運転資金	1,000万円	1年以内 (据置き2か月以内を含む)	年1.19%	年0.45～ 1.76%	保証協会の定め るところによる	必要に応じ徵 求	
短期の資金を必要とする場合	創業資金融資 下記のいずれかに該当するもの ①1か月以内(※)に新たに事業を開始する具体的な計画を有する個人 ②2か月以内(※)に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する個人 ③中小企業者が新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する会社 ④上記のいずれかの要件をみなし、創業後5年を経過していないもの ⑤上記①の要件をみなし、創業後5年を経過していないものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を承継させるために新たに設立した会社 (※)認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとするものは6か月以内	運転資金 設備資金	1,500万円	10年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.19%	年0.7%	保証協会の 定めるところ による	無担保	香川銀行 もみじ銀行 伊予銀行 山陰合同銀行
			500万円			当初1年間 年0%			
新規開業等に際し資金を必要とする場合	創業促進特別資金融資 特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、下記のいずれかに該当するもの ①6か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する個人 ②6か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する個人 ③事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業開始日以後1年を経過していないこと ④事業を営んでいない個人により新たに市内に設立された会社であって、その設立日以後1年を経過していないこと ⑤③が事業の一部又は全部を譲渡して設立した会社であって、③の事業開始以後1年を経過していないこと (※)創業資金融資との同時申込みは不可	運転資金 設備資金		2年目以降 年1.19%					山陰合同銀行 広島銀行 愛媛銀行 四国銀行
連鎖倒産の未然防止、自然災害への対応など経営安定を図るうえで資金を必要とする場合、又は売上高の減少等を受け体質改善を図るうえで資金を必要とする場合	経営安定資金融資 下記のいずれかに該当するものとして、市長の認定を受けた市内中小企業者等 ①負債総額が1000万円以上ある倒産企業に対して、債権が30万円以上あること又は年間もしくは月間取引額が全取引額の70%以上を占めていること ②激甚災害指定を受けた災害等を受け、罹災証明を受けたもの ③自然災害防止等の目的のために、施設改修等を図ろうとするもの	運転資金 設備資金	1,500万円	10年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.19%	年0.45～ 1.76%	保証協会の 定めるところ による	必要に応じ徵 求	高知銀行 鳥取銀行 おかやま信用金庫 吉備信用金庫
	体質改善資金融資 下記のいずれかに該当するものとして、市長の認定を受けた市内中小企業者等 ①最近3か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少している ②最近3か月の平均在庫量が前年の同じ時期の平均在庫量を30%以上上回っている ③最近の売上高対総利益率が前年の同じ時期に比べ10%以上低下している								
新技術、新商品・新製品の開発導入等のため機械、設備の導入を図る資金を必要とする場合	新技術、新商品・新製品開発導入資金融資 下記のいずれかに該当するものとして、市長の認定を受けた市内中小企業者等 ①新技術又は新商品・新製品の研究開発及び導入を図ろうとするもの ②資源エネルギーの節約及び有効利用を図るための機械設備を導入しようとするもの ③ISO及びHACCPの認証取得を図ろうとするもの	運転資金 設備資金 (土地の取得資金を除く)	6,000万円 運転資金のみの場合 3,000万円	10年以内 (据置き1年以内を含む) 運転資金のみの場合 7年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.19%	年0.45～ 1.76%	保証協会の 定めるところ による	必要に応じ徵 求	備前日生信用金庫 笠岡信用組合
事業承継等に際し資金を必要とする場合	事業承継支援資金融資 下記の①から④のいずれかに該当する市内中小企業者等 ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(同法施行規則第6条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の事由に係るものに限る。)を受けたもの ②事業承継が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとするもの ③後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社の株式を集約化しようとするもの ④M&A、EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業承継が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とするもの	運転資金 設備資金 ※要件等により 詳細な条件が 設けられています ので、別途ご 相談ください。	3,000万円	10年以内 (据置き1年以内を含む)	年0%	年0.25～ 1.56%	保証協会の 定めるところ による	必要に応じ徵 求	
	事業承継支援特別保証資金融資 下記の①又は②に該当し、かつ、③に該当する市内中小企業者等 ①保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であること ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次の(ア)から(ウ)までに定める全ての要件を満たすこと。なお、(ア)から(ウ)までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(エ)については、保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (ア)資産超過であること (イ)EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること (ウ)法人・個人の分離がなされていること (エ)返済緩和している借入金がないこと (※)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)					年0.45～ 1.76% ※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる 確認を受けたものは、0.2%～ 1.08%			

(注①)保証料はお借入れされる方により異なります。(但し、創業資金融資・創業促進特別資金融資を除く。)

(注②)小口零細資金融資と合わせて2,000万円を限度とする。

(注③)令和6年3月より、一定の要件を満たす場合に信用保証料率を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを選択できる制度(事業者選択型経営者保証非提供制度)が開始されました。詳細については保証協会までお問い合わせください。